

学位論文題名

鎌倉幕府体制成立史の研究

学位論文内容の要旨

本論文は、序章、第1章～第5章、終章、2つの補論によって構成され、400字詰原稿用紙1,032枚に相当する。その内容の要旨は以下の通りである。

【序章 1180年代の内乱と鎌倉幕府体制の形成】

1180年代内乱の歴史的な位置付けと三田氏の基本的見地、及び本論文の課題を提示する。

1180年代内乱の特徴を、古代の内乱(壬申の乱、平将門・藤原純友の乱、前九年の役、後三年の役)との比較を踏まえて、次のように指摘する。

- ① 内乱の規模は、当時の日本社会のほぼ全域に及んだ。
- ② 武装勢力によって一定の領域に対する支配権の掌握とその保持が図られた。1180年代前半の日本社会には武装勢力によって実効的に支配される広大な領域が出現した。
- ③ 天皇を中核とし貴族が結集して形成された朝廷が統治の主体である、という日本社会の政治的統合の基本構図は変化しない。東国の頼朝勢力にとって、朝廷が日本社会の統治の主体であることは自明の前提であった。その武装闘争の目的は朝廷の正常化にあった。

次に、頼朝勢力の成長過程を内乱の進行に即して捉える。まず、東国の武装勢力として成立した段階においては、東国所領を武士に分配し、強固な武装集団を作り上げた。次に西国に進出した段階においては、朝廷に東国の実効支配を認めさせるとともに、西国の荘園体制を再建する役割を担い、頼朝勢力は社会秩序の回復と維持を担う公権力に成長した。この鎌倉幕府の公権力としての特質を主従制や守護・地頭制の分析によって解明することが本論文の課題であるとする。

【第1章 武士社会における主従関係の特質】

頼朝と武士との間に結ばれた主従関係の特質と歴史的な位置を分析する。

頼朝と主従関係を結んだ武士(「御家人」)は「去就・向背の権利」を保持していた(これを「家礼」型の従者と称する)、とする有力な見解を批判する。

- ① かかる見解の史料の誤読の指摘。御家人には「去就・向背の権利」は認められない。
- ② 「家礼」の分析。朝廷貴族社会において、「家礼」は親族の儀礼から家格の形成に伴う家と家との秩序関係に転化した。平家は武士とこの「家礼」の関係を結ぶこともあり、かかる武士には「去就・向背の権利」があった。

③ 頼朝と武士の主従関係は「去就・向背の権利」の放棄によって成立した。それは頼朝勢力の軍事的性格に由来する。

【補論1 摂関家九条家の確立】

中世における「家格」形成の問題を摂関家の九条家について分析する。

九条家は、13世紀半ば、九条忠家が摂関就任の道を閉ざされてほぼ摂関家の家格から転落する状態にあったが、忠家が突然のように45歳で関白に就任することによって、摂関家としての家格が確立した。その経緯を詳しく検討し、五摂家が揃うのはこの忠家の関白就任（1273年）であるとの結論を得る。

【補論2 摂関家九条家における嫡流意識と家格の論理】

鎌倉時代に成立した五摂家は同等の家格であったのかどうかという問題を、九条家の立場に視点を置いて考察する。

九条忠教に関わる未紹介の文書の考証を通し、①摂関家の嫡流は近衛家と九条家の二つに分かれ、②鷹司家・二条家・一条家はそれぞれの庶流である、と九条家は認識しており、従って、③摂関の継承は近衛家と九条家とが優先されるという主張になることを明らかにする。しかし、現実には五摂家は同等の家格として待遇されており、九条家のかかる主張が実現されたわけではないと分析する。

【第2章 京都大番役と主従制の展開】

内乱によって生まれた頼朝勢力＝武力編成組織がいかんにして主従制組織＝御家人制に定着したのか、その問題を解明する鍵は平時の軍役としての京都大番役にある、という視点から、御家人制の成立過程を分析する。

まず、大番役そのものは公的性格をもち、平家は大番役の指揮を執る立場にあったが、主従制によって大番役を運営したのではなく、平家と武士との主従関係は狭小な規模に留まっていた。しかるに鎌倉幕府においては、大番役は御家人のみが負担するもの（御家人役）に意図的に転化され、それを利用して御家人の組織化が図られ、御家人制の確立が達成された。一方、大番役は、本来、その公的性格によって荘園・公領の所領単位に賦課されていたが、その伝統もまた、鎌倉幕府のもとにあっても消えずに残された痕跡が見出される。大番役の御家人役化という幕府の政策は徹底せず、御家人でも大番役を務めない者や、非御家人でも大番役を務める者が現れた。さらに、モンゴル襲来の危機に直面した幕府は、非御家人の大番役勤務を認め、その大番役勤務を理由に非御家人の所領を安堵するようになる。かくして非御家人との主従関係を拡大することによって、幕府の主従制は西国においても確立をみた。

【第3章 建久御家人交名ノート】

建久7～9年（1196～8年）の但馬国・若狭国・大隅国御家人交名（御家人の名簿）の分析によって、御家人交名は京都大番役の賦課を遂行するための基礎資料として作成されたことを明らかにし、西国における御家人制は、1190年代末に至るまで、その確立過程にあったと論じる。

従来通説においても、西国の場合、御家人の身分が認定される要件には、京都大番役の実績と御家人交名に名が記載されることの二つがあると指摘されていたが、本論文は、その二つは別の制度ではなく、実は一体の政策として実施されたのであり、それによって京都大番役の御家人役化を梃子にした御家人の組織化が進行したのであるとする。このことを御家人交名および関係史料の考証によって論証し、さらに、御家人交名の作成における守護および在庁（国の役人）の活動や、当該期の若狭国・薩摩・大隅国守護に関する諸問題についても新見解を提出している。

【第4章 文治の守護・地頭問題の基礎的考察】

守護・地頭制は鎌倉幕府を特色付ける重要な制度の一つであるが、この問題の解明は、1960年に石母田正氏が「国地頭」（一国単位に置かれる地頭職）説を提唱して以来、混迷の様相をみせているとし、この「国地頭」説が成り立ち難いことを証明して、守護・地頭制研究の原点を明示する。

「国地頭」説は、一方で守護との関係を不鮮明にし、他方で荘郷地頭（荘園公領単位に置かれる地頭）との関係も不透明にする結果をもたらしたにもかかわらず、多くの研究者が「国地頭」説に従ったのは、偏に石母田氏の史料解釈を批判しえなかったからである。本論文は『玉葉』『吾妻鏡』等の基礎史料を全面的に分析し直して、石母田氏等の解釈の誤りを正し、「国地頭」なるものは存在しなかったとの結論を得た。守護・地頭制研究はここから新たに出発し直さねばならないとする。

【第5章 「七ヶ国地頭職」再考】

第4章論文の公表以後に発表された同論文に対する批判や「国地頭」説擁護論を取り上げ、それらの検討を通して、再度「国地頭」説批判を固め、地頭制は荘郷地頭以外にはないとする自説を展開する。

【終章 残された課題】

文治元年「守護・地頭勅許」問題について、「国地頭」説を否定した後に残るのは荘郷地頭制の問題であるとする。頼朝は文治元年以前から荘郷地頭職の補任を行っていた。従って、今後の研究課題の第一は、この頼朝の荘郷地頭職補任権の根拠と性格は何かということであり、第二は、「守護・地頭勅許」は荘郷地頭制といかなる関係にあったのかということである。

次に、御家人制については、鎌倉幕府が滅亡する事態（1333年）の中で明らかになるのは、御家人が一つの社会的身分に変質していることであり、あらためて御家人とは何か、主従制的性格とその社会的身分としての性格はどのような関係にあるのか、ということが今後の研究課題になるとする。

学位論文審査の要旨

主査 教授 河内 祥輔
副査 教授 南部 昇
副査 教授 津田 芳郎

学位論文題名

鎌倉幕府体制成立史の研究

【審査の方法および経過】

- 第1回（平成18年3月6日） 論文の構成と内容を確認し、審査方法を討議した。
第2回（平成18年3月27日） 論文内容について全体的に検討した。
第3回（平成18年4月5日） 論文内容についてさらに検討を加えた。
第4回（平成18年4月7日） 申請者に対する試問を行った。
第5回（平成18年4月17日） 論文の評価を確定し、報告書を作成した。

【本論文の課題と方法】

鎌倉幕府は、12世紀末、日本史上初めての全国的内乱に勝利した武装勢力（頼朝勢力）を母体にして成立した。本論文はこの鎌倉幕府の組織を支える二本の柱ともいべき御家人制と守護・地頭制の成立過程の分析である。

この研究課題は日本史学の成立以来注目を集めてきたものであり、既に分厚い研究の蓄積がある。しかし、それは必ずしも研究が着実に前進していることを意味しない。ある時点から、それらの研究は路を迷い始めたのではないか、その混迷が今も続いているのではないか、というのが論者の問題意識である。本論文の課題の第一は、この研究の現状を批判し、事実認識を確定して研究の出発点を固め直し、研究の方向を正しい軌道に乗せることにあるとされる。

その上で研究を前進させるためには、鎌倉幕府の成立がいかなる歴史的意義を有していたか、その認識が正確でなければならない。論者はこの点についても新しい見地に立とうとしている。即ち、論者は、鎌倉幕府の母体となった頼朝勢力は決して朝廷の統治を覆そうとしたのではなく、朝廷の統治の正常化を目指して内乱を戦ったのであるとみなす。従って、本論文は鎌倉幕府を朝廷に対立する存在とはみなさず、幕府は朝廷の統治を支える役割をもって生まれ、存在したと捉える。この考え方は幕府がその成立後に変質した結果的情况として言われることはあったが、この考え方そのものを幕府成立期の基本的視点に据えて分析しようとする研究は今まで現れなかった。本論文はかかる革新的な見地に基づく研究である。

さらに、本論文は、以上の観点を研究成果として結実させるために、史料の全面的活用と徹底的読解に多大の努力を傾注している。本論文は実証的分析に徹するという姿勢をあくまでも貫こうとする研究である。

【本論文の内容】

別紙「学位論文内容の要旨」を参照されたい。

【当該研究領域における本論文の研究成果】

本論文の成果として認められることの第一は、御家人制および守護・地頭制研究の現状を批判してその混乱・混迷を指摘し、その原因となっている学説の清算に成功したことがある。具体的には、主従制に関する「家人」型と「家礼」型の二類型説と、文治「守護・地頭勅許」問題に関する「国地頭」説であるが、この二つの学説は長年ほとんどの研究者によって肯定され、ほぼ定説として評価され続けてきた。しかし、本論文はこれらの学説が成り立ちえないことを史料解釈に基づいて主張している。その論旨はきわめて明快で、史料解釈も適切であり、十分の説得力を有している。本論文の中でも、最も充実した論述であるといえよう。確かに本論文の述べるごとく、この二つの学説は鎌倉幕府成立史研究に大きな混乱をもたらしてきた。本論文がそれらを清算したことによって、この分野の研究はようやく本来の出発点に立ち戻ることができたといえることができる。

次に、本論文の成果の第二は、御家人制の成立過程を解明したことである。即ち、御家人制の成立は京都大番役および守護制度との密接な関係によって進展したことを明確にしたのであるが、これは従来の研究をさらに大きく前進させるものである。一つに、御家人の認定が京都大番役という朝廷に対する奉仕を基準になされるという特徴は、朝廷の統治を支える幕府の性格を示すものであると指摘した。さらに、幕府成立後も長期にわたり、守護が京都大番役を御家人のみならず非御家人にも賦課する実態があったこと、御家人制とは別に、幕府と非御家人の間にも主従制とみられるような関係が生み出されるようになることを明らかにしたが、そこに朝廷の統治を支える性格をもつ鎌倉幕府の特質の現れをみることができるという主張は重要である。これは御家人制・主従制の研究を一新する成果であると評価することができる。

以上のように、本論文は鎌倉幕府の性格を解明するという課題において大きな成果をあげており、今後の研究の確かな礎を築いた業績であると認めることができる。

【学位授与に関する委員会の所見】

本審査委員会は、本論文が以上のごとく高い学術的価値を有することを認め、全員一致で本論文は博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。